

特定地域看護職員確保支援事業

【現状】 50歳未満の看護職員の構成割合が、減少し、著しく低い二次保健医療圏がある。
心身の負担が大きい夜勤業務などは、50歳以上の看護職員を主体とした体制で継続することは困難であり、このまま放置すれば、医療の崩壊が危惧される。

50歳未満の看護職員の構成割合の変化

| 二次保健医療圏 | H22 | H24 | H26 | H28 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 県南東部 | 73.1% | 71.9% | 70.6% | 69.2% |
| 県南西部 | 75.3% | 73.0% | 71.8% | 69.6% |
| 高梁・新見 | 53.6% | 46.9% | 42.5% | 41.0% |
| 真庭 | 59.8% | 55.7% | 53.8% | 53.0% |
| 津山・英田 | 65.0% | 62.5% | 60.0% | 60.9% |

(保健師助産師看護師法第33条に基づく業務従事者届結果)

【対応策】 当該二次保健医療圏を対象とする即効性のある若手看護師確保のための補助事業の創設

＜対象とする二次保健医療圏＞

平成28年に50歳未満の年齢構成割合が55%未満の圏域
かつ

50歳未満の看護職員の構成比減少率が直近6年間で年平均1%以上の圏域

ただし、50歳未満の年齢構成割合が55%以上となるまでは対象圏域とする。

＜補助事業の概要＞

対象圏域へ就業する者へ就職準備金を支給する施設へ補助金を交付

(1/2補助 最大20万円 70人分の補助)

- ①補助対象施設：200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所 等
ただし、市町村が直接運営する施設及び50歳未満の看護職員の年齢構成割合が70%以上の施設は除く。
- ②就業する者の条件：
 - ・45歳未満
 - ・新卒者、再就業者、対象圏域外からの転職者。ただし、同一法人内の異動は除く。
 - ・週32時間以上勤務 など
- ③補助金の返還：②の就業者が2年間継続して勤務できなかった場合は、補助対象施設が返還する。

○予算額 14,183千円 (終期設定 平成35年度)

効果

この事業により、対象圏域の平成35年の50歳未満の看護職員の比率を50%以上に引き上げる。